



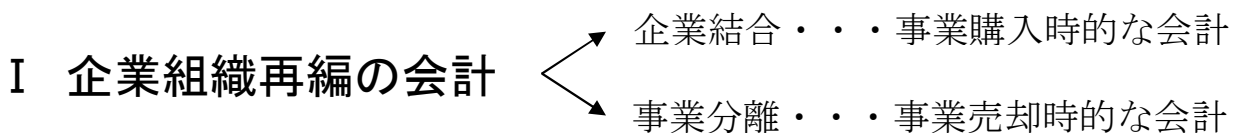
# 第1回 企業組織再編の会計

(その必要性と効果)

会計と経営のブラッシュアップ  
平成25年1月1日  
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論Ⅱ 佐藤信彦外著 H23年4月中央経済社発行)  
(ゼミナール現代会計入門第9版 伊藤邦雄著 H24.3 日本経済新聞社発行)

世界規模での企業の再編が行われている。これを支える会計の役割とは、



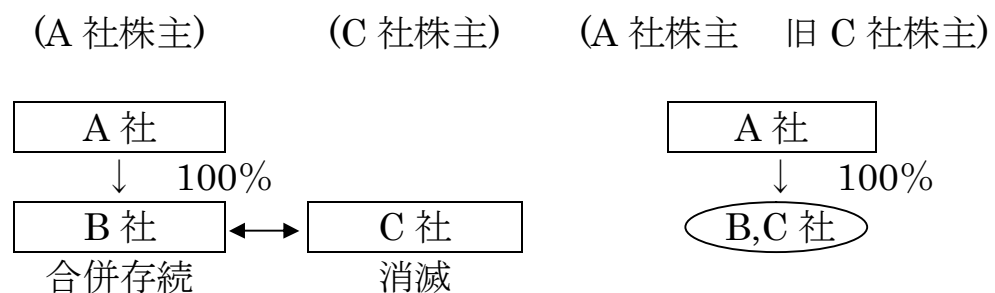
## 1. 産業構造に対応する企業行動の変化

情報通信産業(IT)の発展は産業構造を大きく変化させるとともに、広域化する企業競争に対応するための企業活動に大きな影響を与えている。企業間競争は、差別化を求め、事業競争を超え、国内の主導権から世界の主導権(事業支配)を求める企業結合と事業分離等の組織再編競争に及んでいる観がある。

(1) 広域化する事業領域での成長機会の実現のための業界再編

(2) 三角合併(合併対価の柔軟化の改正による買収の容易化)

外国企業による株式交換を通じた日本企業の買収に想定される手法。  
吸収合併において、消滅会社の株主に対して、存続会社の株式ではなく、存続会社の(外国)親会社の株式を対価として交付することができる。



本レジュメはブラッシュアップ日毎にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所  
yamauchi@cosmos.ne.jp

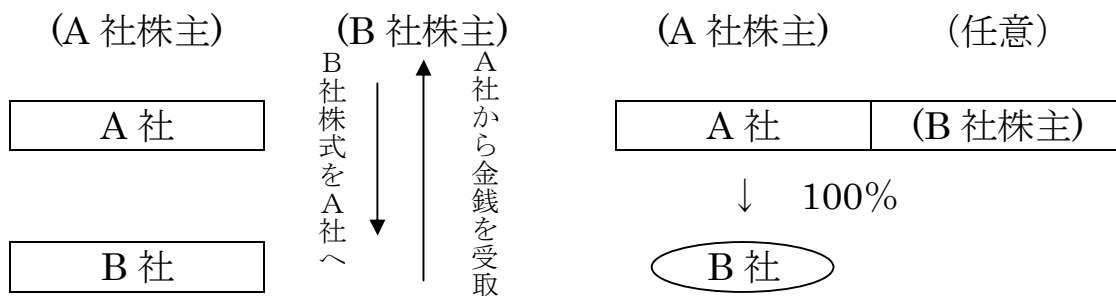
## 2. 企業買収売却(再編)の6つのタイプ

企業買収には株式を買う方法と事業そのものを買う方法の2つがある。

株式を買う方法は被買収会社の法人格を残したまま買収する方法である。

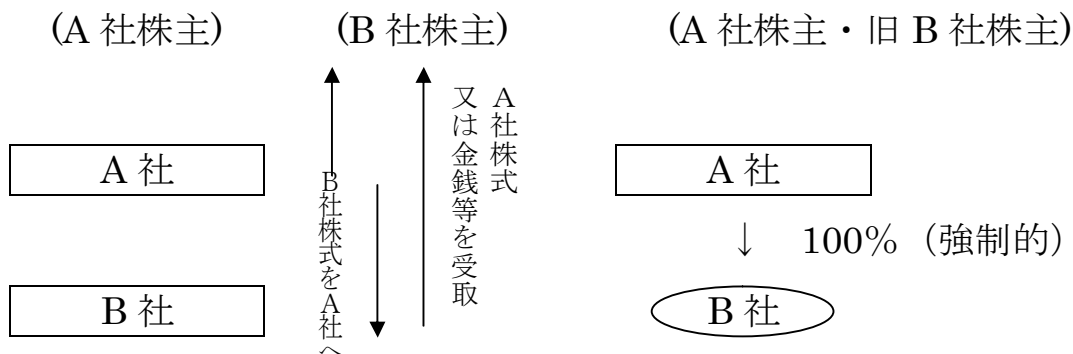
### (1) 株式取得

B社の株式をA社が現金で購入する。



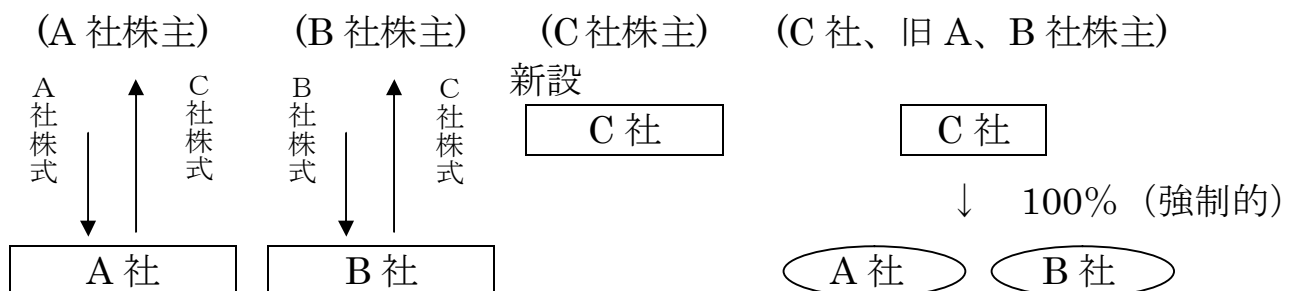
### (2) 株式交換

株式交換契約を結び(両社の株主総会特別決議が必要)、A社の株式又は金銭等をB社株主に交付し、A社はB社株式のすべてを取得する。



### (3) 株式移転

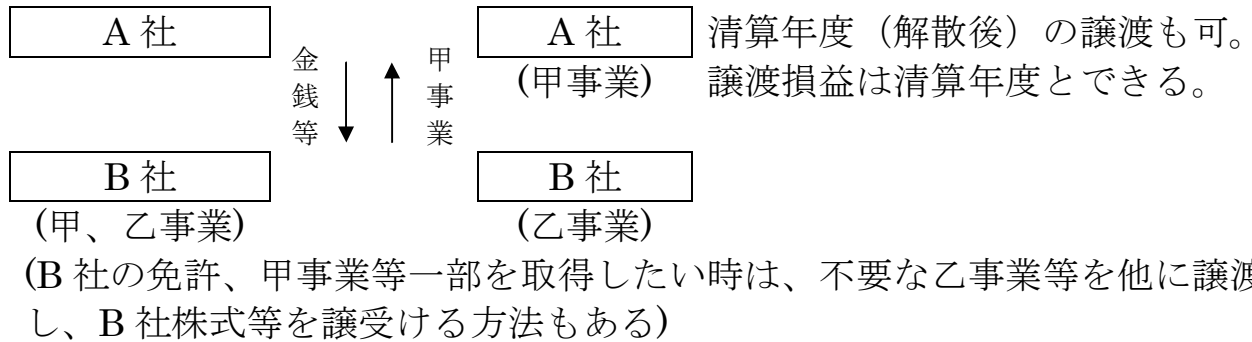
1又は2以上の株式会社(A社、B社)がその発行済株式の全部を新たに設立するC社に取得させる方法である。(原則としてA~C社の株主総会の特別決議が必要)



事業を買う方法は、被買収会社の法人株を引継がない方法である。

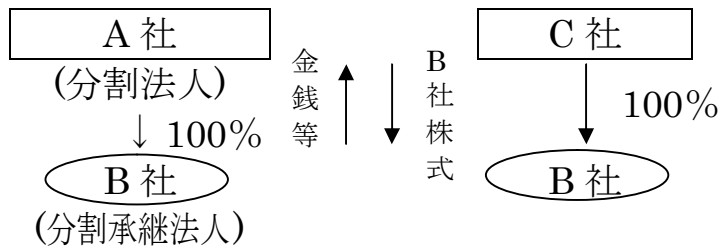
(4) 事業譲受

A 社が B 社の事業(財産)の一部又は全部を買収する(AM)。  
(原則として A 社、B 社の株主総会の特別決議が必要)

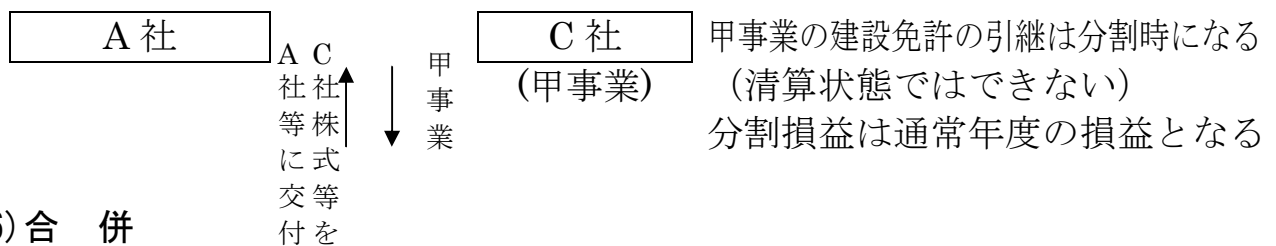


(5) 会社分割

①C 社が分社型分割をした B 社の株式を購入する

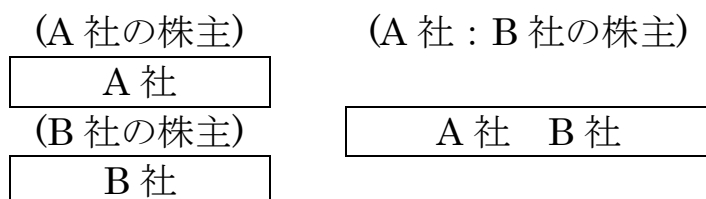


②C 社は吸収分割により A 社の甲事業を吸収し、C 社株式は交付しない(DK)。  
交付する(DW)。



(6) 合併

2 以上の会社(A 社、B 社)が契約により 1 つの会社になることをいう。B 社の資産、負債、全ての権利義務関係が A 社に移転される



### 3. 企業結合の会計

事業結合 ← 事業分離  
 購入(取得)時の会計 ← 売却時の会計

#### (1) パーチェス法

取得企業が、被取得企業の**支配を獲得**したという基本的に**第三者間取引**であると考える。そのため売買取引を想定して、被取得企業の識別可能資産・負債を時価評価したうえで、**のれんを認識**する。

パーチェス法 3 つの手順

- ① 取得企業の識別
- ② 取得原価の算定
- ③ 取得原価の配分
- ④ **正ののれん**は、資産計上し、20年以内の期間にわたって規則的に償却する。一方、**負ののれん**は、発生した事業年度の特別利益として処理する。(税務上は5年間の均等償却)
- ⑤ 企業結合
  - 共通支配下の取引(1)
  - 独立企業間の取引
    - 共同支配企業の形成(2)
    - それ以外の企業結合取引(3)

#### (2) 持分プーリング法

結合当事企業の資産負債をすべて帳簿価額で引継ぐ。現在、持分プーリング法は禁止しており、パーチェス法に一本化されている。

#### (3) 会計的効果の違い

#### (4) 合併の場合の消費税の取扱い

消費税法上、合併による資産の移転は課税対象外取引とされているため、消費税は課税されない。

## 【簡単な設例】

A社はB社を合併する。

A社はB社株主に**市場価格 3,000 円相当の株式**を交付する。

A 社				
	現 金	1,000	未払金	2,000
	商 品	2,000	借入金	2,000
	建 物	3,000	資本金	2,000
		6,000		6,000

B 社				
	現 金	1,000	借入金	2,000
	商 品	1,000		
	土 地	1,000	資本金	1,000
		3,000		3,000

土地の時価 2,000

(A 社の合併仕訳)				
	現 金	1,000	借入金	2,000
	商 品	1,000	資本金等	3,000
	土 地	2,000		
	のれん	1,000		

## 4. 事業分離の会計

企業は企業活動を行うために、**有機的結合**として組織されている。**事業分離**とはそのような企業の事業の一部又は全部を他の企業に**移転**することをいう。会社分割、事業譲渡、現物出資等の法的形式を取る。

### (1) 事業分離と事業結合

売却時の会計処理	購入時の会計処理
事業分離、移転 分離(元)企業 (売却、交換等)	→ 事業結合、取得 分離(先、受入、取得)企業 (取得、受入等)

### (2) 事業結合の会計処理

持分の継続・非継続

一般的な購入時の会計を企業自体の観点をより広く、企業自体を取引の対象となる場合も含めて、総体としての株主にとっての投資が継続しているか否かの観点から判断する。

投資(持分)の継続・非継続

企業としての一般物購入、取得	株主としての企業の購入、取得
----------------	----------------

投資の非継続 . . . 移転、パーチェス法

投資の継続 . . . 持分の結合、持分プーリング法

### (3) 事業分離の会計処理

持分の継続・非継続＝投資の継続・清算

実現主義に準ずる考え方

投資の継続(これまでの投資がそのまま継続)

投資の清算(いったん投資を清算し、改めて時価による投資を行う)

投資の継続(移転損益を認識しない)

#### ① 対価の種類

株式を対価として受取る(金銭等でなく)

#### ② 重要な継続的関与が有の場合

### (4) 会社分割の場合の消費税の取扱い

消費税法上、会社分割による資産の移転は課税対象外取引であるため、消費税は課税されない。

## 【簡単な設例】

A 社			
諸資産	3,000	諸負債	0
		資本金	2,000
		利益剰余金	1,000
	3,000		3,000

## (1) 分社型新設分割（物的分割）

①A 社は B 社を分社し、諸資産 600 を移転する

B 社株式 600 / 諸資産 600

②B 社

諸資産 600 / 資本金 600

①A 社		②B 社	
諸資産	2,400	資本金	2,000
B 社株式	600	諸資産	600
		資本金	600
		利益剰余金	1,000

## (2) 分割型新設分割（人的分割＝分社型新設分割+現物配当）

①A 社は B 社を分割し、諸資産 600 を移転する

B 社株式 600 / 諸資産 600

②B 社の株式を A 社株主に現物配当

資本金 400 / B 社株式 600

利益剰余金 200

③B 社

諸資産 600 / 資本金 600

①A 社		②A 社		③B 社	
諸資産	2,400	諸資産	2,400	諸資産	600
B 社株式	600	資本金	1,600	資本金	600
		利益剰余金	1,000	利益準備金	800

## 5. 企業組織再編の税務

### (1) 企業組織再編税制

企業組織再編税制により、合併や分割、現物出資、事後設立によって資産を移転させた場合でも、「適格組織再編」とみなされれば、その資産の譲渡益について課税が延期される。

### (2) 適格組織再編

#### (1) 企業グループ内の組織再編

持株割合が50%超の関係にあり、かつ、組織再編後もこの関係が継続すると見込まれる法人間の組織再編をいう。

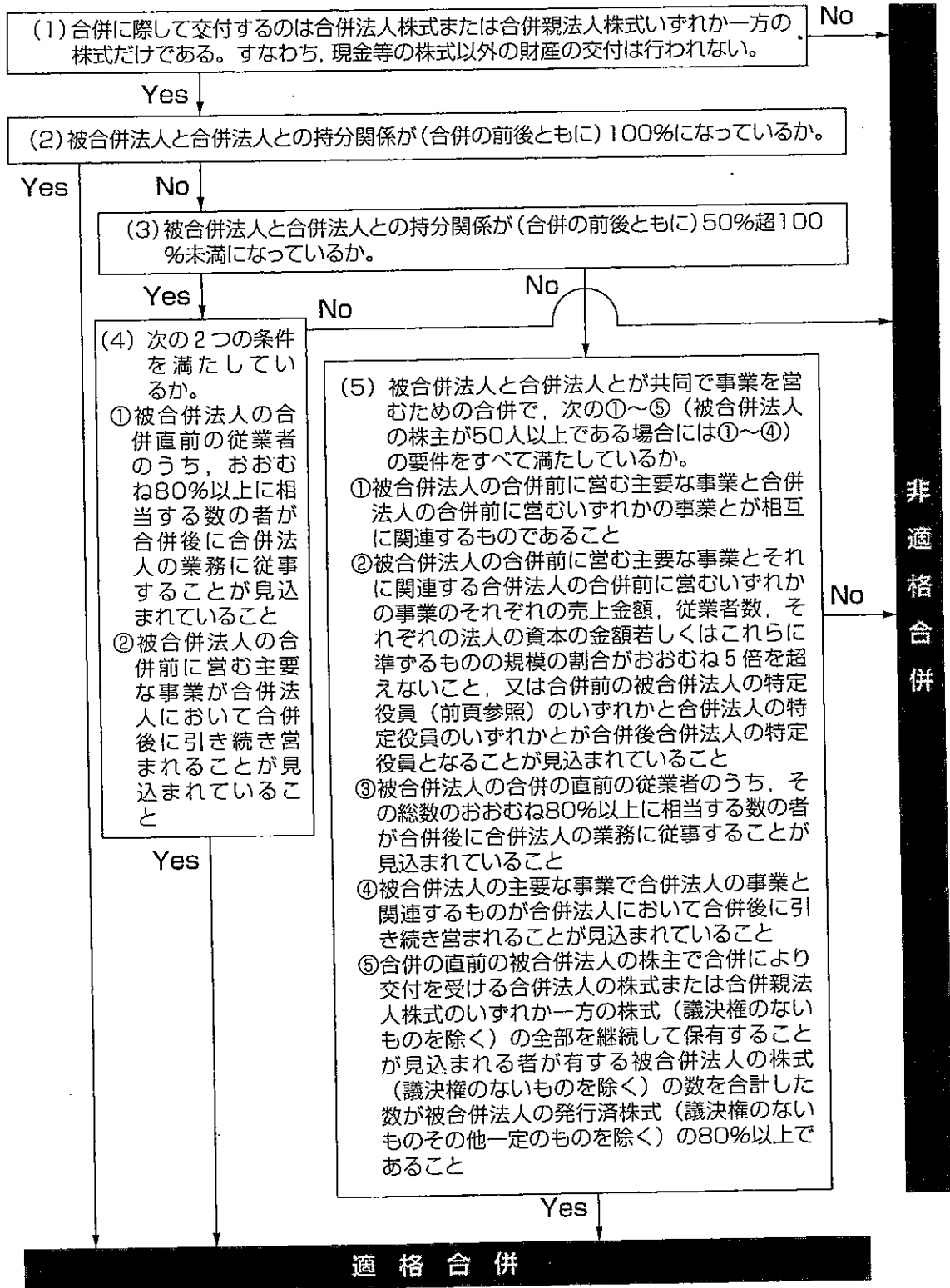
#### (2) 共同事業を行うための組織再編

事業が相互に関連性があり、①分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業の規模が著しく異ならない(売上高等の比率がおおむね5倍以下)

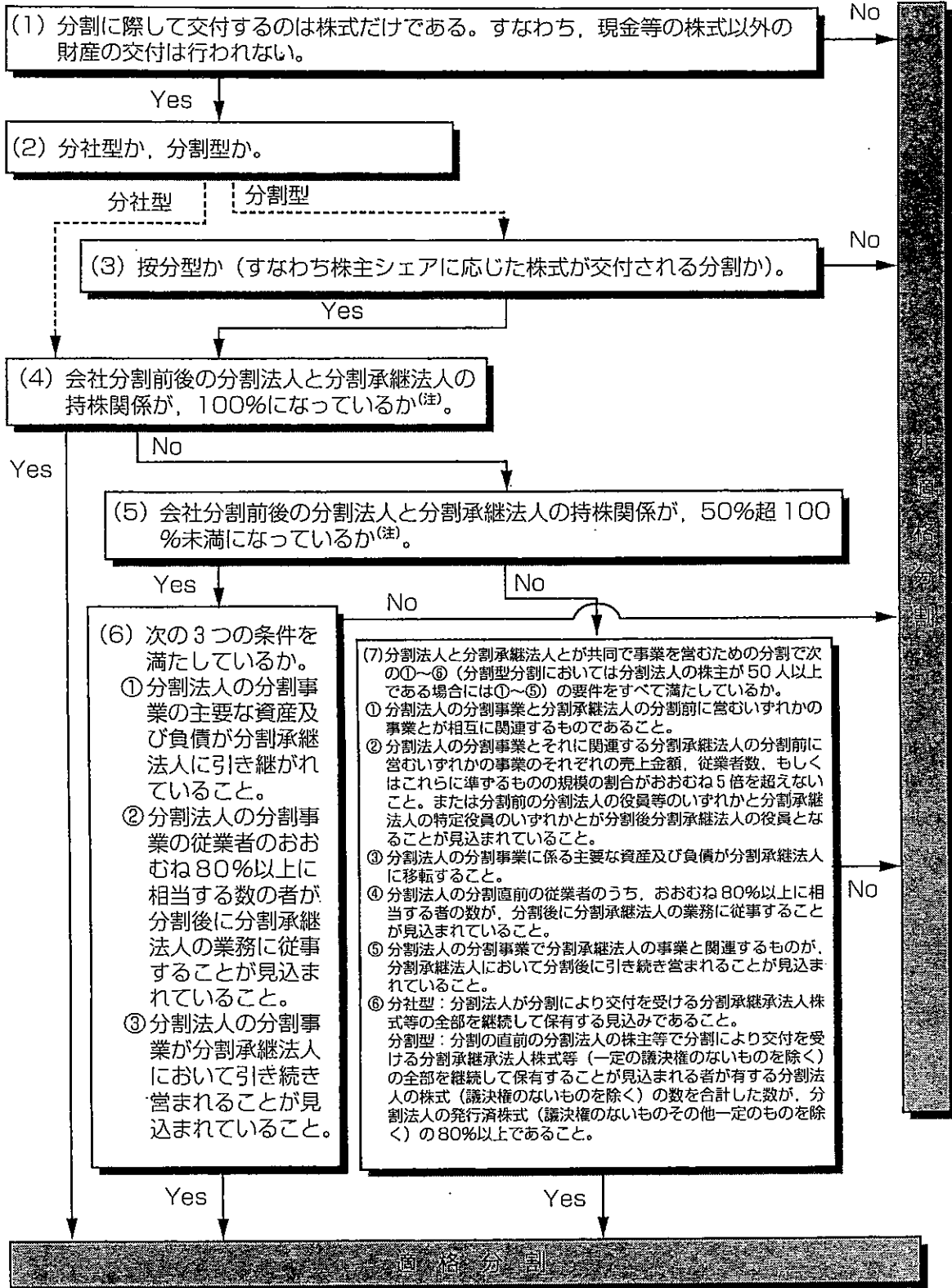
又は、②双方の常務クラス以上の役員が事業を承継した法人の経営に参画することの条件が必要である。



### 〈適格合併判別フローチャート〉



上記の持分関係には親子関係の他、合併当事会社が兄弟関係で、かつ、合併後に株式の継続保有が見込まれるものが含まれます。



(注) 兄弟会社 (同一の者によって支配される関係の会社) 間の分割も含まれる。その場合には、当該同一の者による支配株式の継続保有が見込まれることが条件となる。

## 企業結合に関する会計基準

- (1) 設 定(平成 15 年 10 月 31 日 企業会計審議会)  
(改正平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

企業結合に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

### (2) 企業結合

ある企業又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが1つの報告単位に統合されることをいう。なお、複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う。

### (3) 支配

ある企業又は企業を構成する事業の活動から便益を享受するために、その企業又は事業の財務及び経営方針を左右する能力を有していることをいう。

### (4) 共同支配

複数の独立した企業が契約等に基づき、ある企業を共同で支配することをいう。

### (5) 取得

ある企業が他の企業又は企業を構成する事業に対する支配を獲得することをいう。

### (6) 取得企業

ある企業又は企業を構成する事業を取得する企業をいい、当該取得される企業を被取得企業という。

### (7) 共同支配企業

複数の独立した企業により共同で支配される企業をいい、共同支配企業の形成とは、複数の独立した企業が契約等に基づき、当該共同支配企業を形成する企業結合をいう。

#### (8) 共同支配投資企業

共同支配企業を共同で支配する企業をいう。

#### (9) 結合当事企業

企業結合に係る企業をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する事業を受け入れて対価（現金等の財産や自主の株式）を支払う企業を結合企業、当該他の企業を被結合企業という。また、企業結合によって統合された1つの報告単位となる企業を結合後企業という。

#### (10) 企業結合日

被取得企業若しくは取得した事業に対する支配が取得企業に移転した日、又は結合当事企業の事業のすべて若しくは事実上すべてが統合された日をいい、企業結合日の属する事業年度を企業結合年度という。

#### (11) 共通支配下の取引

結合当事企業（又は事業）のすべてが、企業結合の前後で同一の株主により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的ではない場合の企業結合をいう。親会社と子会社の合併及び子会社同士の合併は、共通支配下の取引に含まれる。

## 企業分離等に関する会計基準

### (1) 設 定(平成 17 年 12 月 27 日、改正平成 20 年 12 月 26 日 ASBJ)

企業分離等に関する会計処理及び開示を定めることを目的とする。

### (2) 事業

企業活動を行うために**組織化**され、**有機的一体**として機能する**経営資源**をいう。

### (3) 事業分離

ある企業を構成する事業を他の企業（新設される企業を含む。）に**移転**することをいう。

### (4) 結合当事企業

**企業結合に係る企業**をいい、このうち、他の企業又は他の企業を構成する事業を受入れて**対価**（現金等の財産や自社の株式）を**支払う企業を結合企業**、当該他の企業を**被結合企業**という。また、企業結合によって統合された1つの報告単位となる企業を**結合後企業**という。

### (5) 事業分離日

分離元企業の事業が分離先企業に**移転されるべき日**をいい、通常、事業分離を定める**契約書**等に記載され、会社分割の場合は**分割期日**、事業譲渡の場合は**譲渡期日**となる。

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)  
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (248)

パーチェス法と持分プーリング法に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 吸収合併の会計処理において、パーチェス法を採用した場合と持分プーリング法を採用した場合とでは、合併後の企業の利益剰余金にどのような違いが生じるのか説明しなさい。
- 問2 従来、企業結合の会計処理方法としては、国際的にも、パーチェス法と持分プーリング法が認められてきたが、最近では、パーチェス法に一元化する会計基準が制定されつつある。そこで、パーチェス法に一元化すべきであるとする主張の論拠を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 持分プーリング法について説明しなさい。
2. パーチェス法について説明しなさい。
3. フレッシュ・スタート法について説明しなさい。
4. 結合当事会社の資産及び負債の評価の観点から、持分プーリング法、パーチェス法及びフレッシュ・スタート法の違いを説明しなさい。

1. 持分プーリング法 — 利益剰余金として引継がれる。
2. パーチェス法 — 合併前の被合併会社の留保利益は、資本金又は資本剰余金に転化する。即ち、含み益は合併時に実現。
3. (1)取得企業が存在する。(2)F/Sの比較可能性の点から。(3)のれんの計上が結合時に認識され、合併後の損益に影響しない。
4. (1)持分プーリング法 — 適切な帳簿価額での引継  
(2)パーチェス法 — 公正価値による引継  
(3)フレッシュ・スタート法 — すべての財産を企業結合時の時価に評価替え

問題 2	(253)
------	-------

企業結合会計に関する次の各問に答えなさい。

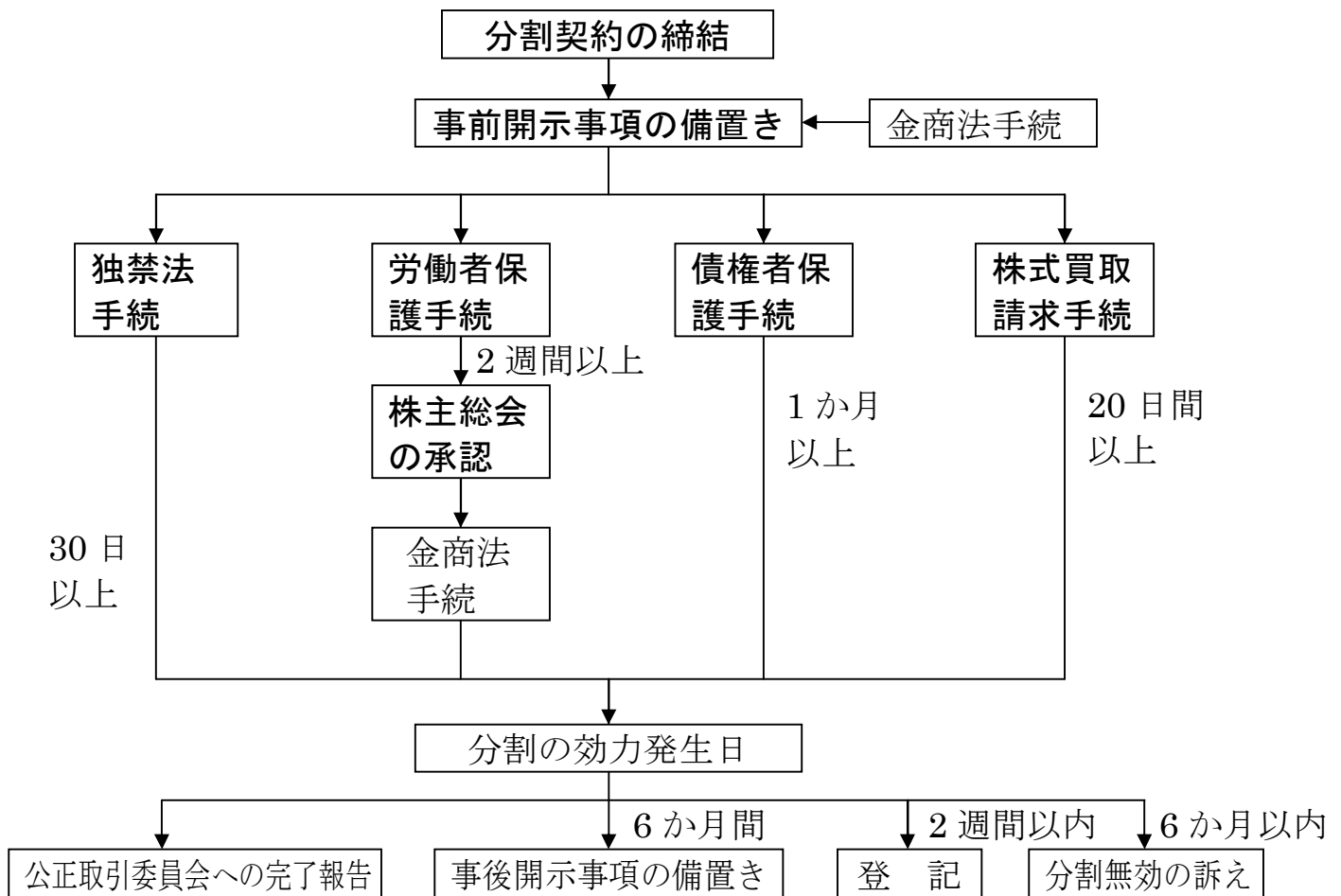
- 問 1 有償取得のれんを貸借対照表に資産として計上すべきであるとする理由を述べなさい。
- 問 2 市場価格のある取得企業等の株式が対価として交付される場合には、取得の対価となる財の時価を(1)主要な交換条件が合意されて公表された時点での株価とする考え方と(2)実際に被取得企業の支配を獲得した日の株価とする考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べなさい。
- 問 3 取得が複数の取引により達成された場合(段階取得)における被取得企業の取得原価については、(1)支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって算定する考え方と(2)支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって算定する考え方がある。それぞれの考え方の論拠を述べなさい。
- 問 4 (1)負ののれんの発生原因を2つあげ、(2)負ののれんの会計処理方法である①資産価値修正法、②即時利益法及び③繰延利益法について説明しなさい。

1. 資産とは、将来の経済的便益をもたらす経済的資源である。  
のれんは、引継財産を超過する額であるが、その本質は優れた経営能力や技術による超過収益力の源泉であり、経済的資源であり、資産の定義に合致する。しかし、収益力の事前評価とも言えるので20年以内の適切な期間で償却する。
2. (1)公表時点(従前) — 交換比率の合意公表時点が、取得時と考え、また公表後の株価変動の影響を受けない利点がある。  
(2)企業結合日(H20改正変更) — 合意公表は取引確定ではなく、その条件の変更の可能性もあり、合意に拘束される義務はない。
3. (1)個々の取引はその時点の交換取引であり、それぞれが経済的実態を適切に反映している。(従前)  
(2)支配の時点は特別な時点であり、単なる取得又は追加取得とは異なる。即ち過去の所有状態と支配時の所有状態は別のものであり、改めて新たな投資という観点が必要である。(H20改正変更)従前の原価との差額は、当期の損益とする。
4. (1)負ののれんの発生原因  
①引継財産を下回る価額での引継である。会計上の差異は、将来のマイナスの超過収益(潜在的損失)であり一種の引当金である。  
②情報不足や交渉過程での割安購入

## II 会社分割の流れ

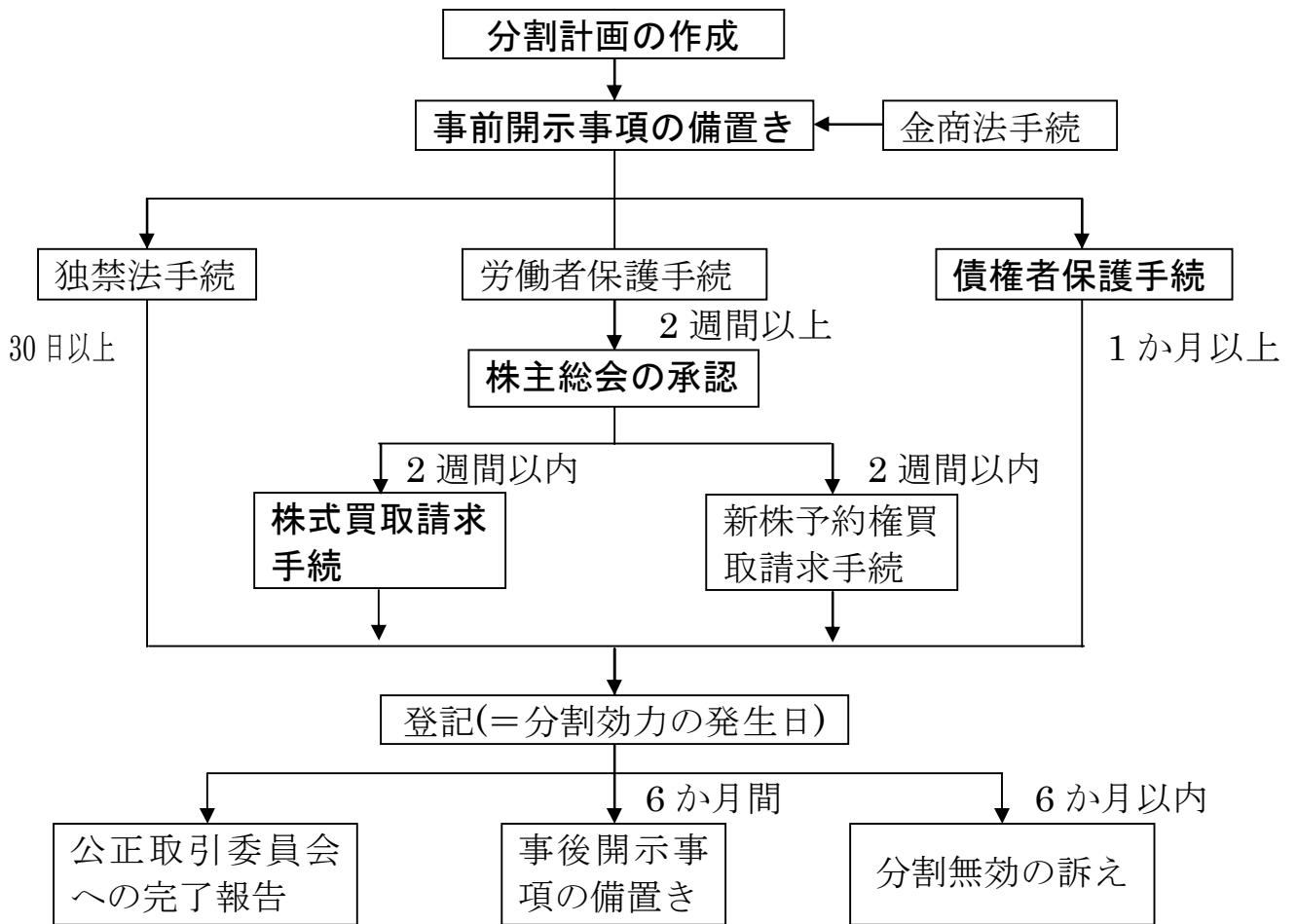
### 1. 吸収分割の手続

- 基本的事項の決定
- ・ 分割方法の決定
  - ・ 事業に関する権利義務の一部を分割するか全部を分割するか
  - ・ 分割する財産の範囲
  - ・ 交付資産を何とするか
  - ・ 分割日程
  - ・ 従業員の引継ぎ
  - ・ 営業権の評価
  - ・ 商号・目的・本店等の変更
  - ・ 許認可事項の営業 他





## 2. 新設分割



## (反対株主)

株主総会に先立って該当行為に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該行為に反対した株主、および当該株主総会において議決権を行使することができない株主であるとする（116条2項1号）。

## (買取請求手続)

- ①当該行為が効力を生ずる日（効力発生日）の**20日前**までに、買取請求が認められる株式の株主に対し、当該行為（会社分割）をする旨を通知または告知をする（116条3項4項）。
- ②これを受けて、株式買取請求を行おうとする株主は、効力発生日の**20日前**の日から効力発生日の前日までの間に、その買取請求する株式の数を明らかにして買取請求を行う（116条5項）。
- ③株式買取請求を行った株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる（116条6項）。株式会社が当該行為を中止したときについては、株式買取請求は、その効力を失う（116条7項）。

## (買取価格および買取手続)

- ④買取価格については、公正な価格と定められている（116条1項柱書）。株主と会社との間で協議が調ったときは、会社は、効力発生日から**60日**以内にその価格の支払いをしなければならない（117条1項）。
- ⑤効力発生日から**30日**以内に協議が調わないときは、株主または会社が、その期間の満了の日後**30日**以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる（117条2項）。

**株式買取請求書**

A 株式会社

代表取締役 甲山 太郎 殿

平成 年 6 月 13 日付け「第〇回定時株主総会招集通知 第〇号議案 分割計画書承認の件」に関し、私は平成 年 6 月 17 日付けで反対の意思を書面により通知し、かつ同定時株主総会においてこの議案に反対しましたが、同株主総会で分割計画書承認の件は原案どおり可決承認されました。

つきましては、下記のとおり私が所有している貴社株式について、公正なる価額で買取りを行っていただきたく、ここに書面をもって請求いたします。

記

貴社普通株式 〇,〇〇〇株

以上

平成 年 6 月 30 日

東京都〇〇区〇〇1丁目5番6号  
株主 甲野 一郎 印

## 会社分割と従業員の分割の一例

1. 会社分割によって必ず従業員が分割されるわけではない。**従業員の移籍がまったくない会社分割**もありえる。従業員は全員、出向すればいいからである。(注1)
2. 仮に10のホテル全部を一括して売却する場合、会社分割の手法を使えば、売却するのはホテルという不動産ではなく、承継会社の株式となる。その場合、まず消費税が非課税になる。(注2)
3. 会社分割の方法をとれば、**会社は分割されても人は分割されない**。それだけでもコスト削減に大きく貢献する。(注2)

(注1) (1)会社事業の一部を分割する場合には、労働承継法によって移籍する従業員に対して、通知、承認を得なければならないが、移籍をさせない限り、そのことについては問題はないということ。  
(2)出向であっても、税制適格要件の一つである従業員承継要件(法法二十二の十一ロ(2))を充足できる。

(注2) (1)苦境のA社は、10のホテル全部を分社(税制適格分割)する。  
(2)A社は、10の分社の株式をB社に譲渡する。  
(3)この売却によって、税制適格の適用はなくなり、A社に課税所得が発生するが、繰越欠損金等により課税は緩和される。  
(4)A社株式をB社が買取るか、顧客、従業員はB社に引継ぐかを選択する。

(後藤孝典著 会社分割から要約 2008.11.4 かんき出版発行)

### Ⅲ 営業権（のれん）

（佐藤信祐外著 企業買収・グループ内再編の税務を参考に要約 2010.11 中央経済社発行）

#### 1. 資産調整勘定と負債調整勘定

従来、事業譲渡における取扱いと基本的に同じと考えられていた**非適格組織再編**における**営業権の取扱い**は、**平成 18 年改正**の事業結合と分離等の会計基準とそれに応じた法人税法の改正により従来の営業権の取扱いとの違いを明確にした。

それは企業会計基準における**パーチェス法**の考え方であり、税法上も次のような点が具体化された。

法人税法	会 計
資産調整勘定	のれん（営業権）
差額負債調整勘定	負ののれん
退職給与負債調整勘定	退職給付引当金
短期重要負債調整勘定	特定勘定

従来の営業権に対応する資産調整勘定は、会計上の費用処理に関係なく、税務上は別表の加算減算を通じて、5年間の均等償却（法法 62 の 8③～⑧）が強制される。

## 2. 営業権（負の営業権）

税務上、非適格組織再編等により交付した対価の金額（新株、金銭等の合計金額）が移転を受けた資産及び負債の時価純資産価額を超えるときは、その超える部分の金額について、**資産調整勘定**として取扱われる。逆の場合は**差額負債調整勘定**となる。（法法 62 の 8）

B/S				非適格組織再編により移転を受けた財産の時価が純資産額を超える場合には、営業権（資産調整勘定）を認識する。
資 産	1,000	負 債	1,200	
資産調整勘定	200			

但し、非適格組織再編により交付した対価の金額のうち一部に**寄附金に該当**するものがある場合には、その部分については**資産負債調整勘定**として**取扱う**ことはできない。

## 3. 営業権の償却（調整勘定の取崩し）

税務上、資産調整勘定を認識した場合には、**5年間の均等償却**を行い、各事業年度の**損金の額に算入**しなければならない。（法法 62 の 8④、⑤）

差額負債調整勘定を認識した場合には、**5年間の均等償却**を行うことで各事業年度の**益金の額に算入**する必要がある。

#### 4. 第2次組織再編における営業権の取崩しと引継ぎ

第2次組織再編が**非適格合併**に該当する場合には、資産調整勘定、差額負債調整勘定を**全て取崩して**、損金又は益金の額に算入する必要がある。(法法62の8④、⑦)

第2次組織再編が**適格合併**に該当する場合には、それらは引継がれる。

しかし、非適格分割等の**非適格組織再編**については取扱いが規定されていないため、**均等償却を継続**していくことになると考えられる。

## 5. 寄附金

非適格組織再編等による**対価の額**には、寄附金の額に相当する部分の金額は除かれる。

### (1) 払出法人から受入法人に対する寄附

イ. 時価純資産	70
ロ. 事業譲渡の対価	80
ハ. あるべき事業譲渡の対価	100

受入法人	諸資産	70	現金	80
	資産調整勘定	30	受贈益	20
払出法人	現金	80	諸資産	70
	寄附金	20	譲渡益	30

### (2) 受入法人から払出法人への寄附

イ. 時価純資産	70
ロ. 事業譲渡の対価	120
ハ. あるべき事業譲渡の対価	100

受入法人	諸資産	70	現金	120
	資産調整勘定	30		
	寄附金	20		
払出法人	現金	120	諸資産	70
			譲渡益	30
			受贈益	20

◎寄附金と資産等超過差額の区分



## 6. 資産等超過差額

### (1) 制度の概要

資産調整勘定の金額のうち、「資産等超過差額」に相当する部分の金額については、資産調整勘定として認められないため、将来の事業年度において損金処理を行うことができない。

具体的な資産等超過差額の算定方法は以下の通りである。（法規 27 の 16）

①非適格分割の場合において、資産調整勘定が分割により移転を受ける事業により見込まれる収益の額その他の事情からみて実質的に当該分割に係る分割法人の欠損金額に相当する部分からなると認められる場合のその金額

②分割法人 A 社における処理（資産調整勘定の認識）

これに対し、分割法人 A 社における受入仕訳は以下の通りである。

#### 【会計上の仕訳】

諸資産	1,000	諸負債	100
		資本準備金	900

※：営業権に対する税効果は認識しない（適用指針 72）。

#### 【税務上の仕訳】

諸資産	1,000	諸負債	100
資産調整勘定	100	資本積立金	1,200
資産等超過差額	200		

※：前提条件に記載の通り、営業権の金額 300 のうち、200 について資産等超過差額として取り扱われ、残りの 100 については資産調整勘定として取り扱われる。

このように、会計上は営業権が計上されていないが、税務上、資産調整勘定が設定されていることから、この部分について加算調整が必要になる。

## I 営業権評価結果

営業権の評価結果等は次の通りである。

### 【1】評価結果

320,000 千円 (※頁参照)

尚、評価結果は税務上の資産調整勘定の営業権としての妥当性であり、採用した評価方式の評価額の範囲内であれば妥当な資産調整勘定(営業権)の計上と考える。

### 【2】評価時点

平成24年9月30日

### 【3】評価方法

評価方法は、国税庁方式に準じた方式と収益力を基準にした超過利益還元価額方式とを比較検討して行った。(※頁参照)

## II 評価方法の検討

### 1. 評価方法の決定

営業権の評価に当っては、次の二つの方式による計算結果を検討して、評価の安全性も考慮して両者の折中によることとした。(※頁参照)

- (1) 国税庁方式に準じた方式による評価 (相続税財産評価基本通達)
- (2) 超過利益還元価額方式による評価 (一般的な営業評価方法)
- (3) (1)、(2)を折中した方式
  - (1) 国税庁方式に準じて、会社の経営改善計画書から算出した平均利益を過去の実績と比較して実現可能と思われる平均利益を決定して評価を行った。  
その結果の金額は 290,000 千円 である。(※頁参照)
  - (2) 収益力を基準にした超過利益還元価額方式は超過利益の継続年数を永久と見て長期基準年利率(法令解釈通達 課評2-26 平成22年7月1付)により資本還元して算出した額である。  
その結果は 350,000 千円 となった。(※頁参照)
  - (3) (1)、(2)を折中して、評価結果を 320,000 千円とした。

## 2. 評価方法の検討

営業権の評価を基本的に決める要素は、事業の収益力と同業他社を超える超過収益力であり、それらを根底においた買手と売手の取引関係である。

評価の条件には、予想的な要素が多く、取引の事情によって多様となり、評価要因のいずれに主眼を置くかによって評価方法は分かれる。

今回の評価は、会社分割における超過収益力の評価を目的としており、財産的要素とは分離して、収益力に主眼を置いて**(3) 超過利益還元価額方式**を採用した。また、税務上採用されている**(4) 国税庁方式**も検討する必要があると考えた。

### ○ 財産状態を主とする方法

- (1) 純財産価値評価方式 …… 今後の予想利益を資本還元した自己資本価額  $C$  に負債総額  $L$  を加えたものから資産合計  $A$  を控除(即ち時価純資産を控除)して求める。  
 営業権評価価額  $= C + L - A = C - (A - L)$

### ○ 収益力を主とする方法

- (2) 純益年売方式 …… 平均純益  $\times$  契約した年数。  
 (3) **超過利益還元価額方式** …… 今後の予想利益から市場の正常利益を差引いて、超過純益を算出し、これを資本還元して求める。  
 (4) **国税庁方式** …… 国税庁の財産評価基本通達に定める方法。(前頁参照)  
 評価結果は、納税者の取引の困難性を考慮して低目の評価額となる。

### ○ 取引関係を主とする方法

- (5) 得意先基準方式 …… 個々の得意先を評価して、その合計額とする。  
 (6) 営業量基準方式 …… 路線の距離 1km、油脂の販売量 1kl 等を評価して全体を求める。

結局、(1)、(2)、(5)、(6)の方法については確立された評価方法はなく、合理性を見出せないと考え、(3)及び(4)を採用した。

### 3. 営業権計上及び償却の可否の検討

評価対象会社の会社分割は、税制非適格の分割となり、分割後において、分割法人が分割承継法人株式のすべてを第3者に売却することが見込まれている。

税制非適格の会社分割における営業権とは、分割承継法人が対価として交付した株式等の時価の総額と、分割法人が分割した財産の時価純資産価額との間に生じる差額、即ち、取引として行われた営業権の売買的取引の結果と考えられる。その差額の価値を検討し、それを評価した場合の価額である。

今回の分割に当っては分割承継法人の交付株式は「10,000 千円」であり、交付株式の時価の総額を「10,000 千円」として、分割法人の分割した財産の時価純資産価額との差額（即ち営業権の価額）の妥当性である。

会計上は、被合併法人から取得した識別可能資産及び負債の企業結合時の時価を基礎とした正味の評価額、（企業結合会計適用指針 38、355～357）とされており、会社分割等の場合にも、分離先企業が第3者の所有となり、移転損益を認識する必要があるため、このような正味の評価額に含まれるべき「営業権（のれん）」を認識できると考えられる。（事業分離等に関する会計基準）

また、税務上は（法人税法施行令第8条第1項第7号、法人税法第62条の8第1項）、分割承継法人から交付した株式の時価を、分割法人が分割した財産の時価純資産価額との差額である「資産調整勘定」と整合させ得るか否かにより、営業権としての計上と償却の可否が分かれると考えられる。

結局、交付株式と時価純資産価額との差額は資産調整勘定（営業権）となり、その資産調整勘定（営業権）の会計上及び税務上の適正性は、営業権の評価額に近似しているか否かである。仮に近似していない（調整不可の）部分があればそれは「資産等超過差額」となり、税務上、償却は認められないことになる。

### Ⅲ 評価の計算過程

#### 1. 国税庁方式に準じた方式による評価

営業権の評価額 290,000 千円

国税庁方式(相続税財産評価基本通達)に準じて、次の通り計算した。

尚、相続税法における財産評価は、営業権の取引市場もないこと、納税者の換金性の困難等を考慮して固定の評価とされている。

(1) 仮平均利益 ……70,000 千円

財産評価基本通達においては評価の安全性を求め、直近期の利益を基準にして、特にその実現率を 0.5 としているが、評価に当っては 5 年間の平均利益と今後 10 年間の計画平均利益を比較し、計画平均利益を継続可能性のある利益と考えた。(※頁参照)

(2) 実現可能平均利益 …… 63,000 千円 (70,000 千円×0.9)

財産評価基本通達においては、平均利益について将来の実現率を 0.50 と極めて保守的に見ているが、評価に当っては、実現率を 0.90 とした。

(3) 企業者報酬の額 ……31,000 千円

財産評価基本通達に従い、次の通り計算した。

標準企業者報酬額

仮平均利益額 (※頁参照)

$70,000 \text{ 千円} \times 0.3 + 10,000 \text{ 千円} = 31,000 \text{ 千円}$

#### 【標準企業者報酬額表】

平均利益金額の区分	標準企業者報酬額の算式
1 億円以下	平均利益×0.3+10,000 千円
1 億円超 3 億円以下	平均利益×0.2+20,000 千円

(4) 総資産価額 ……500,000 千円

平成 24 年 5 月 1 日の総資産額を調整した。 (※頁参照)

(5) 基準年利率 …… 0.015 (※頁参照)

財産評価通達によれば、0.05 となるが、これは金利計算を行う部分であり、現状の基準年利率である 0.015 を採用した。

(6) 超過利益 ……24,500 千円

上記 (2) - (3) - [ (4) × (5) ] = 24,500 千円

(7) 営業権の持続年数 ……9.222 年 (※頁参照)  
財産評価通達による計算に従った。

(8) 営業権の評価額 ……226,000 千円

(6) × (7) = 225,939 ÷ 226,000 千円

## 2. 超過利益還元価額方式による評価

営業権の評価額 350,000 千円 (※頁参照)

評価にあたっては次の段階の計算を行った。

- (1) 超過利益の決定
- (2) 還元利子率の見込
- (3) 利益の資本還元等

## IV 事例

### 1. 合併の場合

#### (1) 被合併法人の青色欠損金の引継可

- ①適格合併であり、且つ、特定資本関係がない。(共同事業)
- ②適格合併であり、且つ、特定資本関係は合併事業年度開始日の前5年超に生じていた。(企業グループ内)
- ③②で前5年以内であるが、みなし共同事業要件を満たしている。(企業グループ内)

#### (2) 特定資産の譲渡損失額の損金不算入

### (3) 合併直後における様式の評価方法

- ①比準要素である配当金額、利益金額及び純資産価額すべてが合理的な数値である場合は類似業績比準方式の適用は可である。
- ②合併後の比準要素が合併前を著しく下回る場合は適用は不可である。

#### (質問例)

次のような A 社、B 社を合併した場合の合併直後の AB 社の評価方法は予想通りの数値になるとして類似業種比準方式としてよいでしょうか。

	合併前の現況		合併後の予想
	A 社	B 社	合併 AB 社
評価区分	大会社方式	中会社・小方式	大会社方式
配当	有	有	有
利益金額	マイナス	プラス	マイナス
純資産	プラス	プラス	プラス



## (5) 合名会社等の出資の評価

合名会社、合資会社又は有限会社についての出資の価額は、取引相場のない株式に関する評価方法を準用して評価することとしている（194）。

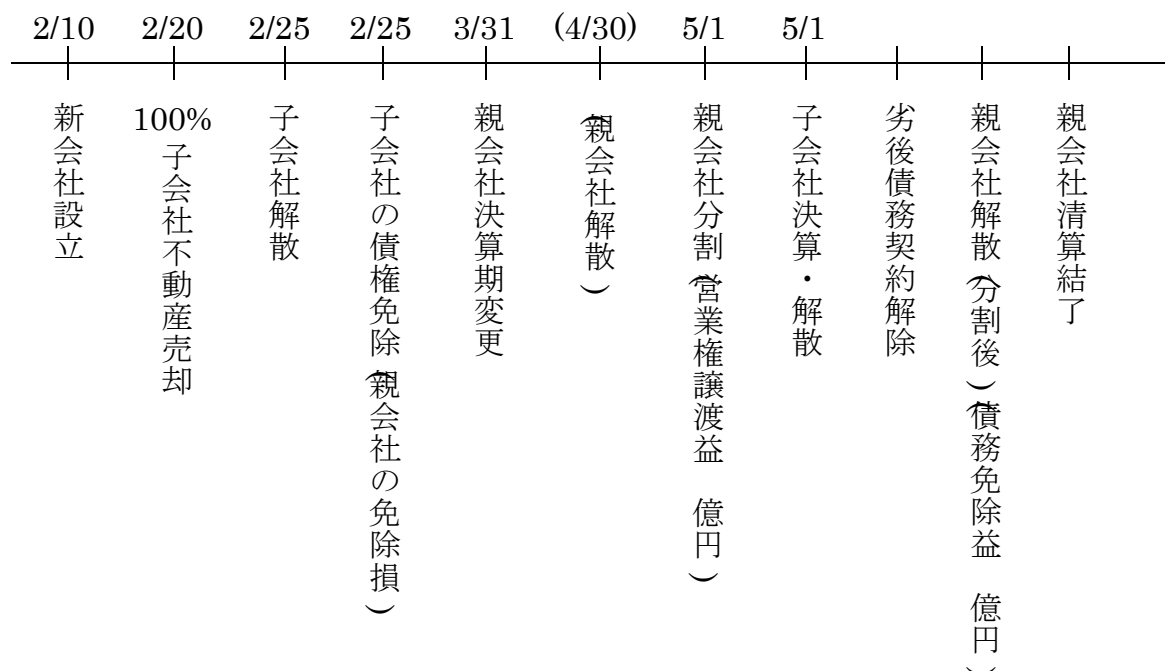
農業協同組合、漁業協同組合等の一般的な産業団体に対する出資の価額は、払込済出資金額によって評価することとしている（195）。

また、企業組合、漁業生産組合その他これに類似する事業を営む組合等に対する出資の価額は、その組合等の実情によりその組合等の課税時期における出資一口当たりの純資産価額によって評価するものとされており、この場合における純資産価額は、取引相場のない株式に関する純資産価額方式を準用して評価することとしている（196）。

持分の定めのある社団たる医療法人の出資の価額については、従来、純資産価額方式を準用して評価することとされていたが、昭和59年1月1日以降の相続、遺贈又は贈与に係るものから、取引相場のない株式の評価方法に準じて評価することと改正されている（昭和59年7月18日付直評7通達194-2）。

## 2. 分割の場合

### (1) 分割（子会社貸倒損）の流れ



- ① 分割前解散不可の場合の親会社の法人税等～ M¥（免許の分割不可）
- ② 分割前日の解散の可否（免許の譲渡は可能）
- ③ 子会社不動産の譲渡時期の早期化（親会社の課税）
- ④ 当初営業権評価 M¥ → 現在 M¥の妥当性（疑問）  
増加原因は10年間の利益計画 ① M¥/年 → ② M¥/年に増加  
利益計画①は過去5年間等の実績等とも比較
- ⑤ 建物附属明細等の引継は可か
- ⑥ 新会社の資本金 > 分割時の増資が望ましい
  - A. 税金が M¥と高くなる。
  - B. 営業権が通らない可能性（高すぎる）がある。
  - C. 追加出資者が営業権を高すぎる（負債が多い）と言う可能性。→ 不問
  - D. 例えば、平均粗利率を低減（11.634%→11.134%へ△0.5%）すると、営業権は約 百万円増評価となる。
  - E. 親会社決算期の変更（6月→3月へ）

## V 現物出資

### 1. 意義

金銭以外の財産（不動産、債権、有価証券、ノウハウなど）をもってする出資をいう。

- (1) 新会社設立時（発起人 会社法 28①一）
- (2) 新株発行時（引受人 会社法 199①三）
- (3) 原則として検査役の調査が必要（会社法 33①、207①）

### 2. 現物出資の会計処理

- (1) 現物出資法人の会計処理（事業分離等に関する会計基準）  
被現物出資法人が出資法人の子会社、関連会社となるとき
  - ① 移転の対価が、株式のみであり、投資は継続しているものとして、移転資産及び負債の適正な帳簿価額により、株式を取得したものとみなす。
  - ② (1) 以外の場合は、時価による譲渡とする。
- (2) 被現物出資法人の会計処理（企業結合に係る会計基準）
  - ① 企業集団内での企業再編など、共通支配下の取引等に該当するものは、適正な帳簿価額で引継ぐ
  - ② 共同支配企業の形成（企業再編が複数の企業で共同支配することを契約）に該当するものは、投資が継続しているとして、適正な帳簿価額を引継ぐ
  - ③ 出資法人の持分の変更等、取得に該当するものは、時価（パーチェス法）で引継ぐ

### 3. 税務処理

- (1) 企業結に係る会計基準において取得になる場合で、税務上は適格現物出資となる場合

会計上 時価受入	税務上 簿価受入が強制 (申告調整)
-------------	--------------------------

- (2) 企業結合に係る会計基準において共通支配下等に該当する場合で、税務上は非適格現物出資となる場合

会計上 簿価受入	税務上 時価受入 (申告調整)
-------------	-----------------------

### 4. 事後設立

- (1) 会社の成立前から存在する財産を、会社はその成立後2年以内に、純財産の1/5超の対価で、営業用の財産として譲り受けることを約する契約をいう（会社法467①五）。
- (2) 検査役の調査は不要とされている。

## 5. 分社型の会社分割と現物出資

分割会社が、その事業について有する権利義務の全部又は一部を他の会社（承継会社）に包括承継させる組織法上の行為であり、資産、負債のみならず、従業員その他の権利義務を承継する。

- (1) 会社分割は、事業に関する包括承継であり、現物出資は、金銭以外の個別財産をもってする出資行為である。
- (2) 現物出資は、原則として出資財産につき検査役の調査を必要とする。
- (3) 対価として株式の交付を受けるという点で経済効果はよく似ている。
- (4) 税制適格要件は、両者とも同じである。
  - ① 100% 支配関係
  - ② 50% 超で一定の条件
  - ③ 共同事業で一定の条件

## 6. 消費税等の取扱い

- (1) 会社分割は、事業の包括移転であるため、明確な対価関係はなく、消費税の課税の対象外となる。
- (2) 現物出資（事後設立）は、対価を得て行われる資産の譲渡として課税対象取引となる。
- (3) 不動産取得税については、ともに非課税規定が設けられている。
  - ① 対価として、承継法人の株式以外の資産が交付されないこと
  - ② 分割により、事業の主要な資産、負債が移転していること
  - ③ 分割事業が引続き営まれること
  - ④ 従業員の 80% 基準
  - ⑤ 現物出資（事後設立）の場合は、新設法人に限る等の条件

## 7. DES（疑似DES）

赤字（子）会社に対する債権を、当該赤字（子）会社に対して、現物出資することをいう。

赤字子会社の場合には、それが適格現物出資（100%グループ内等）に該当するのか、否かが問題になる。

この場合、DESが事業の移転を伴わない現物出資であることから、100%グループ内の現物出資であれば、適格現物出資に該当し、それ以外の場合は非適格となる場合が多い。

### (1) 親会社債権の評価

子会社株式	10	子会社債権	100
貸倒損失	90	※	

### (2) 子会社の受入債権の評価

親会社債務	100	資本金等	10
		債務消滅益	90
		※	

※税務上の問題

## DESの結果について

H24.12.28

A社 直前期貸借対照表（時価）

資産 50	負債 350 (内訳 B借入金 300 その他借入金 50)
	資本金等 100 欠損金 △400
合計 50	合計 50

A社はオーナー株主Bの同族会社で、Bは自己の貸付金300を免除してA社の債務超過状態を解消したいと考えています。会社更生法等法的処理ではありません。  
債務超過 △300 状態

## (会計上の仕訳)

① 借入金 300 資本金等 300

A社の代表者Bが、A社に対する貸付金300をDESにより資本に振替える

## (税務上の仕訳)

② 資本金等 300 債務消滅益 300

A社 DES直後貸借対照表（時価）

資産 50	負債 50 (内訳 その他借入金 50)
	資本金等 400 欠損金 △400
合計 50	合計 50

債務超過 0 状態

## (質問等)

- A社に青色欠損金は、ほとんどありません。
- ②の税務上の利益は、A社の課税利益とならざるを得ないのでしょうか？  
(法法2十六、法令8①一)

債務超過会社へのDESについて、債務消滅益課税が行われると解説されています。しかし、実務では、経営者の融資金をDESしても、債務消滅益課税は行われていません。理由は次の2つです。

- 債権の時価の算定が不可能なこと。
- 擬似DESを実行すれば債務消滅益課税が行えないこと。

債務消滅益課税が行われるのは、仮に1億円の債権を、サービサーから1000万円で購入してきてDESする場合です。

ただ、絶対に安全な手法を考えるのであれば擬似DESを実行すべきです。

つまり、現金で出資し、その後、債務の弁済をする。

可能なら、出資額と、返済額を、微妙に変えることです。



## 会計と経営のブラッシュアップ 予定

期間 : H25.1~3

H25.01.01  
改訂日 H24.12.18

計画	第1回	1/1	企業組織再編の会計（その必要性と効果）
	第2回	7	グループ法人の税務と会計
	第3回	14	企業価値の評価（企業の価値とは）
	第4回	21	経営強化のための会計（新しい会計の視点）
	第5回	28	負債の会計（負債とは、退職給付会計、リース会計）
	第6回	2/4	コーポレートガバナンス（執行機能と監視機能）
	第7回	11	純資産(資本)の部の変化(自己株式)
	第8回	18	会計制度と監査（財務会計と変化と発展）
	第9回	25	連結会計の目的（何故、企業集団の会計が必要性か）
	第10回	3/4	資産の会計（資産の評価、減損会計）
	第11回	11	金融商品会計（デリバティブの会計）
	第12回	18	外貨建取引の会計
	第13回	25	P/LとC/Fの必要性（資源フローとパフォーマンス）

ToDo : (1) 実例の取り込み  
(2) 最新に改訂